鹿児島県霧島市福山町福山
字宇都口　一〇四六番一
一〇四六番三
字屋籠　一一八二番三
一一八五番から一一八七番まで
一一八八番一及び一一八八番二
一一八九番一
一一九〇番一及び一一九〇番二
字大王坂　一一九一番二から一一九一番四まで
一一九二番一
一一九四番
一一九六番三から一一九六番五まで
一一九七番二
一二〇〇番
一二〇二番一
一二〇二番三
一二〇三番から一二〇六番まで
一二〇九番
一二一〇番一及び一二一〇番二
字大分野　一二一三番
一二一五番
一二一七番
一二一九番一
一二二一番六
一二二一番二から一二二一番四まで
一二二二番及び一二二三番
一二二四番一
一二二四番四
一二二五番
一二二五番一
一二二六番二
一二三二番二
一二四三番

○東北地方整備局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　福島県岩瀬郡鏡石町大池一六八番一から同町大池一六〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月三日

○中部地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十　九　号　塩尻市大字贄川字橋向二二五二番八から同市大字贄川字桃岡二二一六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月三日

○中部地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鈴鹿市北玉垣町細田一六六〇番一から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前 A	一九・〇〇～八五・〇〇（メートル）	三〇・一三四（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	一四・五〇〇～一〇・〇〇〇	九・〇三二	
	B	一九・〇〇〇～八五・〇〇〇	三〇・一三四	
	C	一〇・〇〇〇～一五七・三〇〇	二四・〇一四	
	B	一九・〇〇〇～八五・〇〇〇	三〇・一三四	
	C	九四・五〇〇～一〇・五〇〇	九・〇三二	
		〇〇・〇〇〇～一五七・三〇〇	二四・〇一四	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三重県度会郡大紀町大内山字菅谷五六七九番七から同町大内山字菅谷五六七九番二まで	前	一一・三〇～一九・六〇〇（メートル）	〇〇・〇四二（キロメートル）
	後	一一・五〇～二七・五〇〇	〇〇・〇四二
三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和字原切三七一三番一地内	前	一一・八〇～二〇・〇〇〇	〇〇・〇三五
	後	一九・四〇～二七・〇〇〇	〇〇・〇三五

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十八号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
京都市西京区大枝沓掛町八番一五から同市西京区大枝沓掛町八番九八まで	〇・一〇～八・二一（メートル）	〇・〇三一（キロメートル）

(四)　指定する期日　平成二十四年二月三日